

中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、看護師を志望する者に基礎的な知識、技術、態度を習得させ、豊かな教養と人格を備えた地域の保健、医療、福祉に貢献し得る看護の実践者を育成する。

(名称)

第2条 本校は中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、沖縄県うるま市字昆布長尾原1832-1に置く。

第2章 課程・学科・修業年限・定員・学期及び休業日

(課程・学科および修業年限)

第4条 本校は医療専門課程看護学科3年課程とし、就業年限は3年とする。

(在学年数)

第5条 学生が在学できる年限は6年とする。

2 転入学にあっては学校長が定める在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(学生定員および学級数)

第6条 学生定員は1学年80名、総定員240名とし、学級数は各学年2学級とする。

(学年)

第7条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。

1) 土曜日・日曜日

2) 国民の祝日

3) 沖縄県慰霊の日(6月23日)

4) 開校記念日(5月2日)

5) 季節休暇は、夏季休暇4週間、冬季休暇2週間、春季休暇3週間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる

第3章 入学・転入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

(入学の時期)

第10条 本校の入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第11条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ学校が行う入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 学校教育法第90条第1項に規定により、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- (2) 学校教育法施行規則第150条第1項により、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められたものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - ① 外国において学校教育における12年の教育課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(入学志願手続き)

第12条 本校に入学を志願する者（以下「入学志願者」とする）は、校長が定める期日までに、入学検定料を添えて必要書類を校長に提出しなければならない。

2 その他、必要な事項は入学に関する規程に定める。

(入学試験)

第13条 校長は、入学志願者に対して、推薦入学試験と一般入学試験を行い、その成績により選考するものとする。

2 入学試験は、筆記試験及び面接試験とする。
3 その他、必要な事項は入学に関する規程に定める。

(入学手続き及び許可)

第14条 前条の入学試験に合格した者は、保証人2名と連署のうえ所定の書類を指定する期日までに提出すると共に入学金を納入しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを終えた者に対して入学を許可する。ただし、不正な手段により許可を受けた者については、入学許可の取り消しができる。

(転入学)

第15条 本校に転入学を希望する者は、必要書類を添えて申請しなければならない。但し、学年に欠員があり、かつ前校における教育進行状況が本校と同等以上である場合に限り許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学が許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱い並びに年次・在学すべき年数については、教育会議の議を経て、校長が認定する。
- 3 転入学の時期は、前期開始時（4月）、後期開始時（10月）とする。
- 4 その他、必要な事項は転入学、転学、休学、復学、退学に関する規程に定める。

（転学）

- 第16条 学生が転学しようとするときは、保証人連署のうえ所定の書類にその理由を記載して提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 その他、必要な事項は転入学、転学、休学、復学、退学に関する規程に定める。

（休学）

- 第17条 学生が傷病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上修学することができない場合は、保証人連署のうえ所定の書類に理由を記載して提出し、校長の許可を得なければならない。但し、その理由が傷病である場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 学生が傷病その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、校長は休学を命じることができる。
 - 3 休学の期間は1年以内とする。但し、第1項の許可を得た学生が休学期間の延長を願い出て、校長が引き続き休学させる必要があると認めたときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。
 - 4 その他、必要な事項は転入学、転学、休学、復学、退学に関する規程に定める。

（復学）

- 第18条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、校長の許可を得なければならない。但し、休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 その他、必要な事項は転入学、転学、休学、復学、退学に関する規程に定める。

（退学）

- 第19条 学生は傷病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 2 その他、必要な事項は転入学、転学、休学、復学、退学に関する規程に定める。

（除籍）

- 第20条 校長は各号のいずれに該当する場合、教育会議の議を経て除籍することができる。
- (1) 第5条に規定する在学年数を超えたとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 授業料などの納付金を滞納し、且つ督促してもなお納入しないとき
- 2 その他、必要な事項は除籍に関する規程に定める。

第4章 教育課程及び単位認定

（授業科目、単位数、時間数）

- 第21条 本校における授業科目、単位数及び授業時間数については別表1のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲をもって1単位とする。
 - (2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。
 - (3) 臨地実習については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(単位の認定及び成績の評価)

第22条 学校長は、授業科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者に単位の取得を認定する。

- 2 成績の評価は、試験または実習評価に基づき行う。
- 3 評価の時期は、科目終了時とする。
- 4 評価は、優、良、可、不可で表し、優・良・可を合格とする。
- 5 その他、必要な事項は履修規程に定める。

(既修得単位の認定)

第23条 学校長は、学生が入学前に大学や短期大学及びその他の学校養成所等において履修した授業科目について修得した単位を、本校の教育内容に相当するものと認められる場合、教育会議の議を経て既修得単位として認定することができる。

- 2 その他、必要な事項は履修規程に定める。

(追試験、追実習)

第24条 学校長は、傷病その他やむを得ない事由により評価を受けることができなかつた者に対し、追試験若しくは追実習を受けることを許可することができる。

- 2 追試験、追実習に関し必要な事項は履修規程に定める。

(再試験、再実習)

第25条 学校長は、評価が不可となった者に対し、再試験若しくは再実習を受けることを許可することができる。

- 2 再試験・再実習に関し必要な事項は履修規程に定める。

第5章 卒業

(卒業の認定)

第26条 学校長は、第21条に定める授業科目を履修し、別表1に定める卒業に必要な単位を修得した者に対して、教育会議の議を経て卒業を認定する。

第6章 賞罰

(表彰)

第27条 学校長は、他の模範となる者を表彰することができる。

- 2 その他、必要な事項は賞罰に関する規程に定める。

(懲戒)

第28条 学校長は、学則に反し、学生としての本分に著しく反する行為があつた学生に対し、学校運営委員会の承認を得て、懲戒することができる。

- 2 その他、必要な事項は賞罰に関する規程に定める。

第7章 入学金・授業料などの納付

(入学金・授業料及びその他費用)

第29条 入学金、授業料およびその他の費用については、納付しなければならない。

2 その他、必要な事項は納付金に関する規程に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第30条 校長は、学校保健安全法第6条に基づき、学生に対し年1回以上の健康診断を行う。

2 その他、必要な事項は健康管理に関する規程に定める。

第9章 組織及び会議

(職員)

第31条 学校には次の職員を置く。

- | | | | |
|---|---------|---------|----------|
| 1) 学校長 | 2) 副学校長 | 3) 教務部長 | 4) 実習調整者 |
| 5) 専任教員 | 6) 事務部長 | 7) 事務職員 | 8) 教務事務 |
| 9) その他職員（校医、スクールカウンセラー、非常勤講師、図書司書、実習指導教員） | | | |

2 その他、必要な事項は職務規程に定める。

(会議)

第32条 会議は前条の職員をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の必要な者を出席させることができる。

2 その他、必要な事項は会議規程に定める。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第33条 校長は、外国人で本校に入学を希望する者があるときは、書類選考の上第13条に規定する入学試験を行い、それに基づいて、学校運営委員会の承認を得て、入学を許可することができる。

2 その他、必要な事項は外国人留学生規程に定める。

第11章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第34条 校長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、学生等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

2 その他、必要な事項は個人情報の取扱いに関する規程に定める。

第12章 防災・防犯の対応

(防災・防犯対策等)

第35条 校長並びに教職員は、学生等の安全確保のため災害及び防犯に対する必要な措置を講じるものとする。

2 その他、必要な事項は、防災・防犯に関する規程に定める。

第13章 図書室

(図書の整備、図書室の管理・運営)

第36条 学校長は、学生の学習を支援するため、図書室を設置し、修学に必要な図書を整備し、適切に管理・運営しなければならない。

2 その他、必要な事項は図書室管理規程に定める。

第14章 施設・設備管理

(施設・設備の管理)

第37条 学校長は、円滑で安全な教育活動が行えるよう、校内の施設・設備等を整備し、適切な管理のために必要な処置を講じなければならない。

2 その他、必要な事項は施設設備等管理規程、看護実習室管理規程に定める。

第15章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第38条 学校は、教育の一層の充実を図り、教育の目的及び社会的使命を達成するために、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 その他、必要な事項は自己点検・自己評価規程に定める。

第16章 雜則

(雑則)

第39条 この学則に定めるもののほか、学校の運営に関する必要な事項は学校長が別に定める。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年10月1日から施行し、第28条については平成26年4月1日から適用する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、学則第21条別表1は、令和4年度入学生から適用するものとし、令和3年度以前に入学した学生については、従前の例による。

別表1

教 育 課 程

教育内容		科目	単位	時間数	教育内容		科目	単位	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考法	1	30	健康状態別 看護 (領域横断)	健康支援と看護	1	30		
		情報科学	1	20		薬物療法と看護	1	30		
		情報リテラシー	1	15		周手術期と看護	1	30		
		教育学	1	30		終末期と看護	1	20		
	人間と生活、社会的理解	コミュニケーション論	1	15		臨床判断と看護	1	30		
		生命と倫理学	1	30		小計	5	140		
		文化人類学	1	15	成人看護学	成人看護学概論	1	20		
		生活環境論	1	15		成人看護学方法論 I	1	30		
		社会学	1	30		成人看護学方法論 II	1	30		
		心理学	1	30		成人看護学方法論 III	1	30		
		人間関係論	1	30		成人看護学方法論 IV	1	30		
		臨床英語	2	45	老年看護学	老年看護学概論	1	30		
		リラクゼーション	1	15		老年看護学方法論 I	1	30		
	小計		14	320		老年看護学方法論 II	1	30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学 I	1	30	小児看護学	小児看護学概論	1	30		
		形態機能学 II	1	30		小児看護学方法論 I	1	30		
		形態機能学 III	1	30		小児看護学方法論 II	1	30		
		形態機能学 IV	1	30	母性看護学	母性看護学概論	1	20		
		生化学	1	30		母性看護学方法論 I	1	30		
		栄養と健康	1	20		母性看護学方法論 II	1	30		
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	30	精神看護学	精神看護学概論	1	30		
		病理学	1	15		精神看護学方法論 I	1	30		
		病態生理学 I	2	45		精神看護学方法論 II	1	30		
		病態生理学 II	1	30		小計	17	490		
		病態生理学 III	1	30	看護の統合と実践	看護活動と管理	1	20		
		病態生理学 IV	1	30		医療安全	1	20		
		病態生理学 V	2	45		災害看護・国際看護	1	15		
		薬理学	1	30		看護技術の統合	1	30		
		公衆衛生学	1	30		小計	4	85		
	健康支援と社会保障制度	社会福祉	1	15	小計			43	1140	
		社会保障	2	45	総講義 単位・時間数			79	2005	
		看護関係法令	1	15	専門分野	基礎看護学	基礎看護学実習 I	1	45	
		現代医療論	1	15			基礎看護学実習 II	1	45	
		小計	22	545			基礎看護学実習 III	2	90	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習 I	1	45	
		基礎看護学方法論 I	1	30			地域・在宅看護論実習 II	1	45	
		基礎看護学方法論 II	1	30			地域・在宅看護論実習 III	2	90	
		基礎看護学方法論 III	1	30	成人看護学 老年看護学	成人・老年看護学実習 I	3	135		
		基礎看護学方法論 IV	1	30		成人・老年看護学実習 II	2	90		
		基礎看護学方法論 V	2	45		成人・老年看護学実習 III	2	90		
		基礎看護学方法論 VI	1	30	小児看護学	小児看護学実習	2	90		
		基礎看護学方法論 VII	2	45		母性看護学	2	90		
		基礎看護学方法論 VIII	1	30		精神看護学	2	90		
	小計		11	300		看護の統合と実践	2	90		
	地域・在宅看護論	在宅看護概論	1	15	小計			23	1035	
		地域・在宅看護方法論 I	1	20	総合計			102	3040	
		地域・在宅看護方法論 II	1	15						
		地域・在宅看護方法論 III	2	45						
		地域・在宅看護方法論 IV	1	30						
		小計	6	125						